

# 小山町社会福祉協議会では、 小山町権利擁護支援センター事業を行っています！

本会では、令和2年4月より町から小山町権利擁護支援センター事業の委託を受けました。認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人が、本人の意思が反映され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるように、財産や権利を擁護する体制づくりを行っています。

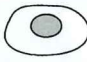


## 小山町権利擁護支援センターで行っていること

- ①【相談】 ご本人やご家族、関係機関の方などから成年後見制度に関する相談をお受けします。
- ②【普及啓発活動】  
研修会の開催や権利擁護通信を発行し、制度の周知・広報を行います。
- ③【市民後見人の養成・活動支援】



市民後見人養成講座の開催や活動の支援を行います。  
(市民後見人とは、同じ市民の立場からきめ細かい支援が期待される後見人のことです。)

今回は…③市民後見人養成について紹介します。

-  **ステップ1** 市民後見人養成講座
-  **ステップ2** 実地研修
-  **ステップ3** 家庭裁判所から市民後見人に選任

## ステップ1 市民後見人養成講座を受講する

### 令和2年度市民後見人養成講座修了式が行われました。

令和2年12月17日に、御殿場市民活動センターふじざくらにて「令和2年度市民後見人養成講座修了式」が行われました。受講生の皆さまは、3か月50時間の講義・体験実習を受講されました。

その中で、市民後見人名簿登録を希望される方は次のステップ(実地研修)に進まれます。



## 今年度の市民後見人養成講座修了生の感想



山崎富美子さん

毎回、緊張しながらも充実した3か月間でした。市民後見人の活動は信頼関係を大切にするとともにやりがいのある活動だと実感しました。身近な地域で生活しているからこそできる細やかな支援ができればと思います。



勝俣 敦子さん

市民後見人養成講座を修了し、権利擁護にかかわることで、少しでも成年後見制度を知っていただき、最後まで自分らしく生活するために微力ながらお手伝いしたいと思います。

毎回、いろいろな分野の専門家による講義が興味深く、待ち遠しかった。改めて市民後見人の使命と責任の大きさを思い知らされた。自分の人生すら儘ならないのに、果たして困っている人の人生の伴走者になれるだろうか。



I・Fさん



下古寿志さん

後見人という言葉。耳にしていたことだが理解していなかったことに気づかされた。後見人の立場、役割など知らないことばかりで、関心も持たずに過ごしてきたことに反省。学んだことは自分の生活にも生かしていきたい。

## ステップ2 実地研修

市民後見人養成講座修了生のうち、希望される方の中から選考を行い、社協で実施している日常生活自立支援事業の生活支援員・法人後見支援員として一定期間活動していただきます。この実地研修を通して財産管理や身上保護の経験を積んでいただきます。

### 実地研修を行っている方に、感想を伺いました。

令和元年度市民後見人養成講座を受講、終了後令和2年4月に小山町社協の生活支援員になりました。仕事の内容は利用者に必要なお金を届けたり、生活内容を確認して社協に報告したりすることです。結構楽しいです。  
(藤曲 喜雄)

私は現在、日常生活自立支援事業の生活支援員として利用者さんの日常的金銭管理サービスを週1回担当しています。援助者として自分の価値を押し付けない。専門員と連携して利用者さんの様子、その他気づいたことをしっかりと報告する、訪問時には会話をするように心がけています。また、県の生活支援員の研修会にも参加しました。他市町の支援員は、知識、技術、モチベーションが高い人が多いと感じました。  
(湯山 直文)



## ステップ3 家庭裁判所から選任

(小山町では、現時点では、ステップ2 まで)

実地研修後に、市民後見人候補者名簿に登録していただきます。家庭裁判所から、候補者の推薦依頼があった場合に、名簿登録者の中から推薦をする計画です。